

投資事業有限責任組合に関する法律施行令（案）に対する意見公募手続の結果について

令和6年12月27日  
経済産業省  
経済産業政策局  
産業組織課

「投資事業有限責任組合に関する法律施行令（案）」について、令和6年11月5日から同年12月5日まで意見公募手続を実施した結果、3件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する経済産業省の考え方を取りまとめましたので、ここに公表させていただきます。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。なお、お寄せいただいた御意見は、行政手続法第43条第2項に基づき、整理又は要約しております。

次頁において使用する用語については、下表の略称を用いています。

名称	略称
投資事業有限責任組合	LPS
資金決済に関する法律	資金決済法

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>本案は「投資事業有限責任組合が暗号資産運用や貸付けを行う事業をします」という事みたいですが、資金洗浄(マネー・ローンダリング)、要するに反社会的組織絡みや海外への違法送金等の悪い方向性に行かないか心配です。</p> <p>暗号資産はやり取りの匿名性が高い物みたいですので悪用される可能性があるかと。</p> <p>暗号資産に投資します、というだけなら反対しませんが。</p>	<p>マネー・ローンダリングや海外への違法送金等についての対策は、犯罪による収益の移転防止に関する法律や外国為替及び外国貿易法といった他の法令及びこれらに係る制度を運用する当局において適切になされていることになっているものとなります。</p>
2	<p>暗号資産は資金決済法上の暗号資産とあることから、代金の支払いに使用されていないガバナンストークンは、案の暗号資産に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>資金決済法第2条第14項の「暗号資産」にガバナンストークンが含まれるかどうかは同法の解釈に係る問題であることから、回答を差し控えさせていただきます。</p>
3	<p>セキュリティ面で懸念が残る。投資事業有限責任組合は少人数の投資の専門家集団ではあろうが、インターネットセキュリティの専門家でもなければ、大企業ほどのセキュリティ対策予算もない。取得した暗号資産がハッキングなどによって盗まれたり、引き出せなくなったらどうなるのであろうか。トラブルが起これば、スタートアップに投資する人たちがいなくなってしまう。</p>	<p>LPS が取得した暗号資産については、基本的に、暗号資産交換業者（資金決済法第2条第16項）により適切に管理されることが想定されます。</p>